別表第二の第四表の記載注意中第十二号を第十七号とし、第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑷②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（⑶並びに⑷②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

⑴　当該会計方針の変更の内容

⑵　当該会計方針の変更の理由

⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）

①　貸借対照表等の主な項目に対する影響額

②　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

③　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（⑵に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

⑴　当該表示方法の変更の内容

⑵　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容

⑵　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額

⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

8　誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該誤謬の内容

⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

○経済産業省令第三十九号

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の規定に基づき、熱供給事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十日　　経済産業大臣　海江田万里

熱供給事業会計規則の一部を改正する省令

熱供給事業会計規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第三表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表の備考第四号の次に次の一号を加える。

5　当期首残高は、遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別表第二の第四表中

「
2	重要な会計方針に係る事項に関する注記
3	貸借対照表に関する注記
4	損益計算書に関する注記
5	株主資本等変動計算書に関する注記
6	税効果会計に関する注記
7	リースにより使用する重要な固定資産に関する注記
8	金融商品に関する注記
9	賃貸等不動産に関する注記
10	持分法損益等に関する注記
11	関連当事者との取引に関する注記
12	一株当たり情報に関する注記
13	重要な後発事象に関する注記
14	連結配当規制適用会社に関する注記
15	その他の注記

」を

「
2	重要な会計方針に係る事項に関する注記
3	会計方針の変更に関する注記
4	表示方法の変更に関する注記
5	会計上の見積りの変更に関する注記
6	誤謬の訂正に関する注記
7	貸借対照表に関する注記
8	損益計算書に関する注記
9	株主資本等変動計算書に関する注記
10	税効果会計に関する注記
11	リースにより使用する重要な固定資産に関する注記
12	金融商品に関する注記
13	賃貸等不動産に関する注記
14	持分法損益等に関する注記
15	関連当事者との取引に関する注記

」に